

第3回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和8年9月18日（金） 午前10時00分

会津坂下町役場本庁舎3階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第3回 会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年9月18日（金）午前10時00分～10時15分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員（9人）・出席推進委員（7人）

1番 鈴木 寿夫

2番 鈴木 清介

3番 佐々木 美穂

4番 齋藤 嘉美

5番 渡部 敦

6番 永山 廣隆

8番 渡部 淳

9番 橋本 善和

10番 五十嵐 朱美

坂下地区 小林 雅博

若宮地区 山内 和之

金上地区 佐藤 充

広瀬地区 佐藤 仁一

川西地区 齋藤 文範

八幡地区 桑原 博之

高寺地区 加藤 康明

4 欠席委員（1人）・推進委員（0人）

7番 藤川 将仁

5 遅刻委員（0人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 利用権設定内容の変更について

第4 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について

7 農業委員会事務局職員

事務局次長 佐藤 良二郎

農地管理係長 長峯 麻美

係員 大場 智鶴

8 会議の概要

議長	本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。 只今の出席委員は、7 番藤川委員より欠席の届出があり 9 名です。定足数に達しております。 また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、7 名です。 それでは、第 3 回農業委員会総会を開会いたします。 まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。
事務局	まず、議案第 1 号の農地法第 5 条の案件は、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第 2 号の会津坂下町農用地利用集積等促進計画については、会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付して回答しました。以上、報告します。
議長	それでは議事に入ります。 本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。今回の総会は、タブレットの不具合により、紙の議案書をご覧ください。
議長	日程第 1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員として、8 番 渡部委員、9 番 橋本委員の 2 名を指名いたします。
議長	日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。第 3 回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
議長	【異議なしの声あり】 異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。 次の日程に入る前に、確認をしておくことがあります。議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は、1 件ごとに行います。

議長	日程第 3 報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(事務局朗読) 1 号 2 号案件は、先月の議案第 1 号でご審議いただきましたが、農業用施設用地に転用するため、公社との契約を所有者・耕作者の両者が解約するものです。以上、報告します。
議長	事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。
議長	報告第 3 号「利用権設定内容の変更について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(事務局朗読) 本件は JA の円滑化事業による賃貸借契約であり、耕作者が法人化したことに伴う契約内容の変更です。以上、報告します。
議長	事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。
議長	日程第 4 議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(事務局朗読) 1 号案件は、空き家バンク事業を利用し空き家を購入した譲受人が、その付随農地を取得するものです。当該申請地で家庭菜園をする予定です。 2 号案件は、営農型太陽光発電の区分地上権の設定であり、契約期間満了に伴う更新の手続きです。 3 号案件は、これまで当該農地を耕作していた譲受人へ所有権移転するものです。
議長	1 号案件については、私から調査報告をいたします。 譲受人へ 9 月 13 日電話にて議案書に記載のとおり間違いのないこ

	とを確認しました。 次に、事務局より調査報告をお願いします。
事務局	譲渡人に議案書の内容を調査し、相違ないことを確認しております。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	2号案件について事務局の調査報告を求めます。
事務局	申請者に議案書の内容を調査し、相違ないことを確認しております。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》

議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	3号案件について事務局の調査報告を求めます。
事務局	代理人である司法書士に議案書の内容を調査し、相違ないことを確認しております。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(事務局朗読) 説明に移ります。申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、土地代金、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。本案件は、ドクダミを植栽する営農計画を立て、平成29年11月28日に営農型発電として転用を許可されたものであり、許可期間が満了することに伴う更新の手続きです。
議長	本件について事務局の調査報告を求めます。
事務局	周辺農地への影響はなく、6月の事前パトロールの際にドクダミ

	が植栽されていることを確認しております。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は許可適当と認め、県に進達することに決しました。
議長	議案第 5 号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	（事務局朗読） 1 号から 3 号までは関連がありますので、一括して説明いたします。1 号から 2 号までは公社が高寺地区の田 13,873 m²、畑 2,754 m²を買い入れ、3 号の高寺地区の認定農業者である法人へ売り渡します。 次に 4 号から 7 号までは関連がありますので、一括して説明いたします。4 号から 6 号までは公社が八幡地区の畑 3,067 m²を買い入れ、7 号の坂下地区の認定新規就農者へ売り渡します。
議長	1 号から 3 号案件については関連がありますので、一括して担当委員の調査報告を求めます。
高寺地区 加藤推進委員	1 号から 3 号案件について調査の結果を報告します。1 号、2 号売手へ 9 月 17 日電話にて、3 号買手へ 9 月 17 日訪問にて議案書の内容を調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次の案件は、議事参与の制限を受けますので、ここで議長を鈴木 会長職務代理者に交代します。
鈴木会長 職務代理者	それでは、暫時議長を交代いたします。 次の案件は関連がありますので、4号から7号案件について、担当 委員より調査報告を求めます。
八幡地区 桑原推進委員	4号から7号案件について調査の結果を報告します。4号、6号売 手、7号買手へ9月13日電話にて、5号売手の家族へ9月11日電 話にて議案書の内容を調査したところ、議案書に記載のとおり 間違いありませんでした。
鈴木会長 職務代理者	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため1番 鈴木委員の退場を命じます。⇒（鈴木委員退場）
鈴木会長 職務代理者	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
鈴木会長 職務代理者	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》

鈴木会長 職務代理者	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
鈴木会長 職務代理者	1 番 鈴木委員の入場を認めます。 ⇒ （鈴木委員入場） 議長を交代いたします。
議長	以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議 を終了しました。これをもちまして、第 3 回農業委員会総会を閉 会いたします。大変ご苦労様でした。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員